【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保管廃棄 00-01　Ｒ０
提出年月日	令和３年９月 21 日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（保管廃棄）

（再処理施設）

1．概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第25条 保管廃棄施設」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通０６：本文（基本設計方針、仕様表等)、添付書類（計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通０７：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2．本資料の構成

- 「共通０６：本文（基本設計方針、仕様表等)、添付書類（計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通０７：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙１：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
    事業変更許可　本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙２：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
    基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第１回申請の対象、第２回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙３：基本設計方針の添付書類への展開
    基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
    ※当該条文は変更無し条文であり、既認可設工認から添付書類の変更がないため、対象外とする。
  - 別紙４：添付書類の発電炉との比較
    添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外)。
    ※当該条文は変更無し条文であり、既認可設工認から添付書類の変更がないため、対象外とする。
  - 別紙５：補足説明すべき項目の抽出
    基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
    ※当該条文は変更無し条文であり、既認可設工認から添付書類の変更がないため、対象外とする。

- 別紙６：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
  基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。
  ※本別紙は、別紙１による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙

[redacted]: 商業機密の観点から公開できない箇所

保管廃棄00-01【本文、添付書類、補足説明項目への展開(保管廃棄)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/21	0	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	9/21	0	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	－	－	※当該条文は変更無し条文であり、既認可設工認から添付書類の変更がないため、対象外とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	－	－	※当該条文は変更無し条文であり、既認可設工認から添付書類の変更がないため、対象外とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	－	－	※当該条文は変更無し条文であり、既認可設工認から添付書類の変更がないため、対象外とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	9/21	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

令和３年９月 21 日　Ｒ０

別紙１

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（1 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
第二十五条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るように設置されたものでなければならない。① 事業許可基準規則 第二十二条　（保管廃棄施設） 再処理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物の保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。 一　放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものとすること。④-1，2 二　冷却のための適切な措置が講じられているものであること。⑦	5.3　固体廃棄物の廃棄施設 5.3.1　設計基準対象の施設 ガラス固化体貯蔵設備及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。④-1，2 また，ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体の冷却のための適切な措置を講ずる設計とする。⑦	ロ．再処理施設の一般構造 (７) その他の主要な構造 (ⅰ) 安全機能を有する施設 (ｎ) 保管廃棄施設 保管廃棄施設の設計に係る基本方針を以下のとおりとする。 ガラス固化体貯蔵設備及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。④-1，2 また，ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体の冷却のための適切な措置を講ずる設計とする。⑦	1.　安全設計 1.7　その他の設計方針 1.7.1　崩壊熱除去に関する設計 (１) 再処理施設は，使用済燃料等から発生する崩壊熱を適切に除去することとし，構造物の温度を適切に維持すること◇1◇6，また，放射性物質を含む溶液の崩壊熱による機器内での沸騰を防止すること等の過度の温度上昇を防止する設計とする。◇6 (２) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールは，換気設備により混合酸化物貯蔵容器を冷却することにより，構造物の温度を適切に維持する設計とする。◇1また，ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体からの崩壊熱を，崩壊熱により生じる通風力によって流れる冷却空気により除去することにより，ガラス固化体及び構造物の温度を適切に維持する設計とする。 ◇2（P2 の記載内容と同様の趣旨） (３) 崩壊熱により溶液が沸騰するおそれのある場合は，その他再処理設備の附属施設の安全冷却水系により冷却し，冷却能力の喪失による溶液の沸騰を防止する。さらに，沸騰までの時間的余裕が小さい場合は，独立した２系統の安全冷却水系による冷却を行う。また，安全冷却水系により冷却する場合は，塔槽類の冷却コイル又は冷却ジャケットを多重化する設計とする。◇6 なお，漏えい液が沸騰するおそれがある場合は，セル等の漏えい液受皿で受けるとともに，安全に移送及び処理ができる設計とする。◇4 (４) 崩壊熱除去のために必要な安全上重要な系統及び機器は，動的機器の単一故障を仮定しても，その冷却機能を損なうことのない設計とする。◇6 1.9 再処理施設に関する「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性 1.9.22 保管廃棄施設 第二十二条 再処理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物の保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。	放射性廃棄物を貯蔵する設備の容量は、通常運転時に発生する放射性廃棄物の発生量と放射性廃棄物処理設備の処理能力、また、放射性廃棄物処理設備の稼働率を想定した設計とする。 【40 条①】	

（双方の記載）
<不一致の理由>
貯蔵容量の方針については同様であるが，発電炉と再処理施設の設備や技術基準規則要求の相違のため基本設計方針の記載が異なる。

【凡例】
下線：基本設計方針に記載する事項（丸数字で紐づけ）
波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
：発電炉との差異の理由　　：許可からの変更点等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（2 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
		ト．放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 （１）気体廃棄物の廃棄施設 （ⅳ）廃棄槽の最大保管廃棄能力 気体廃棄物の廃棄槽を設置しないので該当なし。② （２）液体廃棄物の廃棄施設 （ⅳ）廃液槽の最大保管廃棄能力 液体廃棄物の廃液槽を設置しないので該当なし。②	一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものとすること。 二 冷却のための適切な措置が講じられているものであること。 適合のための設計方針 第一号についてガラス固化体貯蔵設備は，約8,200本のガラス固化体を貯蔵できる容量を有する設計とする。⑩ 低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，燃料被覆管せん断片及び燃料集合体端末片を約2,000本（1,000Ｌドラム換算），チャンネルボックス及びバーナブルポイズンを約7,000本（200ℓ ドラム缶換算），雑固体等を約82,630本（200ℓ ドラム缶換算）貯蔵できる容量を有する設計とする。⑩ なお，雑固体等は，再処理事業の開始から47,783本貯蔵（令和２年２月29日現在）していることから，これ以降の貯蔵容量は，再処理設備本体の運転開始以降の雑固体等（推定年間発生量約5,700本）及びＭＯＸ燃料加工施設の雑固体（推定年間発生量約1,000本）を考慮しても，約６年分である。 ②（P10の記載内容と同様の趣旨） また，再処理設備本体の運転開始に先立ち，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する雑固体及び低レベル濃縮廃液の固化体は，再処理事業の開始から24,628本貯蔵（令和２年２月29日現在）していることから，これ以降の貯蔵容量は約８年分である。⑫ 第二号についてガラス固化体貯蔵設備は，冷却空気の流路及び十分な高さの冷却空気出口シャフトを設け，ガラス固化体からの崩壊熱を，崩壊熱により生じる通風力によって流れる冷却空気により除去することにより，ガラス固化体及び構造物の温度を適切に維持する設計とする。①,⑦		①,⑦（P6 へ）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（3 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
（当社の記載） <不一致の理由> 発電炉と再処理施設の設備や技術基準規則要求の相違のため記載が異なる。	固体廃棄物の廃棄施設は，高レベル廃液ガラス固化設備２系列（一部１系列），ガラス固化体貯蔵設備，低レベル固体廃棄物処理設備及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備で構成し，高レベル廃液ガラス固化設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋に，ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋及び第１ガラス固化体貯蔵建屋に，低レベル固体廃棄物処理設備は，低レベル廃棄物処理建屋及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に，低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋，第１低レベル廃棄物貯蔵建屋，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第４低レベル廃棄物貯蔵建屋に収納する設計とする。⑤-1，2 固体廃棄物の廃棄施設の貯蔵設備は，必要がある場合には増設を考慮した設計とする。④-1，2	（３）　固体廃棄物の廃棄施設 （ｉ）　構　　造 固体廃棄物の廃棄施設は，高レベル廃液をガラス固化体に処理する高レベル廃液ガラス固化設備２系列（一部１系列），ガラス固化体を貯蔵するガラス固化体貯蔵設備，低レベル濃縮廃液，廃棄する有機溶媒（以下「廃溶媒」という。），チャンネルボックス（以下「ＣＢ」という。），バーナブルポイズン（以下「ＢＰ」という。）及び雑固体を処理する低レベル固体廃棄物処理設備及び低レベル固体廃棄物を貯蔵する低レベル固体廃棄物貯蔵設備で構成する。 高レベル廃液ガラス固化設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋に，ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋及び第１ガラス固化体貯蔵建屋に，低レベル固体廃棄物処理設備は，低レベル廃棄物処理建屋及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に，低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋，第１低レベル廃棄物貯蔵建屋，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第４低レベル廃棄物貯蔵建屋に収納する。⑤-1，2 高レベル廃液ガラス固化建屋の主要構造は，「ト．（１）(ｉ）　構造」に示す。 3 第１ガラス固化体貯蔵建屋の主要構造は，鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で，地上１階，地下２階，建築面積約5,700 m^2（東棟約2,900 m^2 及び西棟約2,800 m^2 の一体構造）の建物である。 低レベル廃棄物処理建屋の主要構造は，鉄筋コンクリート造で，地上４階，地下２階，建築面積約9,500 m^2 の建物である。 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋の主要構造は，鉄筋コンクリート造で，地上２階，地下１階，建築面積約3,500 m^2 の建物である。 ハル・エンドピース貯蔵建屋の主要構造は，鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で，地上２階，地下４階，建築面積約2,200 m^2	7.　放射性廃棄物の廃棄施設 7.4　固体廃棄物の廃棄施設 7.4.1　概　要 固体廃棄物の廃棄施設は，各施設及び公益財団法人核物質管理センターが運営する六ヶ所保障措置分析所（以下「各種施設」という。）で発生する高レベル廃液，低レベル濃縮廃液，廃溶媒，雑固体等をそれぞれの性状に応じて固化，乾燥，熱分解，焼却等の処置を施し容器に詰めた後，又は貯槽に受け入れた後，保管廃棄する施設であり，以下の設備で構成する。また，ＭＯＸ燃料加工施設で発生し容器に詰められた雑固体を保管廃棄する。◇16 高レベル廃液ガラス固化設備 ガラス固化体貯蔵設備 低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 なお，各種施設で発生する雑固体は，発生するそれぞれの建屋で，必要な場合には一時集積場所を設定した上で集積・保管し，雑固体に応じた運搬容器に収納した後，クレーン等により運搬車に載せ，低レベル廃棄物処理建屋，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋，第４低レベル廃棄物貯蔵建屋等に運搬し，クレーン等により低レベル固体廃棄物処理設備又は低レベル固体廃棄物貯蔵設備に受け入れる。 ◇16 また，雑固体のうち，各施設から発生する廃活性炭は，水切りした後，それぞれの建屋で，必要な場合には一時集積場所を設定した上で集積・保管し，ドラム缶に収納した後，クレーン等により運搬車に載せ，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋，第４低レベル廃棄物貯蔵建屋等に運搬し，クレーン等により低レベル固体廃棄物貯蔵設備に受け入れる。 ◇16 ＭＯＸ燃料加工施設で容器に詰められ第２低レベル廃棄物貯蔵建屋に運搬された雑固体は，クレーン等により低レベル廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系に受け入れる。 ◇2（P4 の記載内容と同様の趣旨）		④-1, 2（P16 から）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（4 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
		の建物である。 第１低レベル廃棄物貯蔵建屋の主要構造は，鉄筋コンクリート造で，地上１階，建築面積約2,700m²の建物である。 第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の主要構造は，鉄筋コンクリート造で，地上２階，地下３階，建築面積約4,400m²の建物である。 第４低レベル廃棄物貯蔵建屋の主要構造は，鉄筋コンクリート造で，地上１階，建築面積約2,700m²の建物である。④ 第１ガラス固化体貯蔵建屋機器配置概要図を第130図から第133図に，低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要図を第140図から第146図に，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置概要図を第147図から第150図に，ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置概要図を第151図から第157図に，第１低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要図を第158図に，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要図を第159図から第164図に，第４低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要図を第165図にそれぞれ示す。④			
（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設特有の設備であり，発電炉と再処理施設の技術基準規則要求の相違のため記載が異なる。	低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，再処理施設から発生する低レベル廃棄物を貯蔵するとともに，ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（以下ＭＯＸ燃料加工施設という。）から発生し容器に詰められた雑固体を貯蔵する設計とする。そのため，低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系をＭＯＸ燃料加工施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。⑥	低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，再処理施設から発生する低レベル廃棄物を貯蔵するとともに，ＭＯＸ燃料加工施設から発生し容器に詰められた雑固体を貯蔵する設計とする。そのため，低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系をＭＯＸ燃料加工施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。⑥ また，ガラス固化体貯蔵設備にはガラス固化体の冷却のため冷却空気の流路及び十分な高さの高レベル廃液ガラス固化建屋及びガラス固化体貯蔵建屋の冷却空気出口シャフト（以下「冷却空気出口シャフト」という。）を設け，ガラス固化体の崩壊熱により生じる通風力によって流れる冷却空気により崩壊熱を除去する構造とする。① 高レベル廃液ガラス固化設備系統概要図を第44図に，低レベル固体廃棄物処理設備系統概要図を第45図に示す。⑥			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（5 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設特有の設備であり，発電炉と再処理施設の技術基準規則要求の相違のため記載が異なる。	5.3.1.2　ガラス固化体貯蔵設備 　ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋及び第１ガラス固化体貯蔵建屋に設置するガラス固化体貯蔵設備で構成する。ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化設備にて製造したガラス固化体を受け入れ，保管廃棄する設計とする。⑤-1	（ⅱ）　主要な設備及び機器の種類 （ａ）　高レベル廃液ガラス固化設備[6] （第25条 保管廃棄施設に関係ない記載のため省略します。） （ｂ）　ガラス固化体貯蔵設備[5] 高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵ピット 　１　基 　種類　間接自然空冷貯蔵方式 　構成　収納管45　本 第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟の貯蔵ピット 　４　基 　種類　間接自然空冷貯蔵方式 　構成　収納管80　本／基 第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟の貯蔵ピット 　４　基 　種類　間接自然空冷貯蔵方式 　構成　収納管140　本／基 第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン 　１　台 　種類　遮蔽容器付床面走行形	7.4.2　高レベル廃液ガラス固化設備◇16 （第25条 保管廃棄施設に関係ない記載のため省略します。） 7.4.3　ガラス固化体貯蔵設備 7.4.3.1　概　要 　ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋及び第１ガラス固化体貯蔵建屋に設置するガラス固化体貯蔵設備で構成する。ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化設備にて製造したガラス固化体を受け入れ，保管廃棄する設備である。⑤-1 7.4.3.2　設計方針 （１）崩壊熱除去 　ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体から発生する崩壊熱によるガラス固化体及び構造物の過度の温度上昇を防止できる設計とする。 ◇2（P2の記載内容と同様の趣旨） （２）貯蔵容量 　ガラス固化体貯蔵設備は，適切な貯蔵容量を有する設計とする。 ◇2（P2の記載内容と同様の趣旨） （３）　落下防止 　ガラス固化体貯蔵設備のガラス固化体受入れクレーン及び第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンは，ガラス固化体の落下を防止できる設計とし，トレンチ移送台車はガラス固化体の転倒を防止できる設計とする。◇8 　また，万一のガラス固化体の落下によっても，ガラス固化体容器に著しい損傷を与えない設計とする。◇8 7.4.3.3　主要設備の仕様 　ガラス固化体貯蔵設備の主要設備の仕様を第7.4－２表に示す。◇10 　ガラス固化体貯蔵設備概要図として，第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟を第7.4－４図(1)に，第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟を第7.4－４図(2)に示す。また，貯蔵ピット概要図として，第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟を第7.4－５図(1)に，第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟を第7.4－５図(2)に示す。◇3		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（6 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
	ガラス固化体貯蔵設備は，貯蔵ピット，トレンチ移送台車，ガラス固化体受入れクレーン，第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン，冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトで構成する。⑤-1 ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化設備からガラス固化体を受け入れる。ガラス固化体は，高レベル廃液ガラス固化設備のガラス固化体検査室天井クレーンにより高レベル廃液ガラス固化建屋内の貯蔵ピットに搬送し，貯蔵するか，又はトレンチ移送台車により第１ガラス固化体貯蔵建屋へ払い出す。高レベル廃液ガラス固化建屋から払い出したガラス固化体は，ガラス固化体受入れクレーンを用いて，トレンチ移送台車から取り出す。取り出したガラス固化体は，第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンにより第１ガラス固化体貯蔵建屋内の貯蔵ピットに搬送し，貯蔵する設計とする。⑤-1	（当社の記載） <不一致の理由> 再処理施設特有の設備であり，発電炉と再処理施設の技術基準規則要求の相違のため記載が異なる。	7.4.3.4 系統構成及び主要設備 （１）系統構成 ガラス固化体貯蔵設備は，貯蔵ピット，トレンチ移送台車，ガラス固化体受入れクレーン，第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン，冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトで構成する。⑤-1 ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化設備からガラス固化体を受け入れる。ガラス固化体は，高レベル廃液ガラス固化設備のガラス固化体検査室天井クレーンにより高レベル廃液ガラス固化建屋内の貯蔵ピットに搬送し，貯蔵するか，又はトレンチ移送台車により第１ガラス固化体貯蔵建屋へ払い出す。高レベル廃液ガラス固化建屋から払い出したガラス固化体は，ガラス固化体受入れクレーンを用いて，トレンチ移送台車から取り出す。取り出したガラス固化体は，第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンにより第１ガラス固化体貯蔵建屋内の貯蔵ピットに搬送し，貯蔵する。⑤-1 ガラス固化体貯蔵設備の貯蔵容量は，約8, 200本である。◇10		
	ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体からの崩壊熱が適切に除去されていることを確認するため，冷却空気の温度を監視する設計とする。③	（当社の記載） <不一致の理由> 発電炉と再処理施設の設備や技術基準規則要求の相違のため記載が異なる。	（２）主要設備 ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体からの崩壊熱により生じる通風力によって流れる冷却空気により適切に崩壊熱を除去する設計とする。 ◇2（P2の記載内容と同様の趣旨） ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体からの崩壊熱が適切に除去されていることを確認するため，冷却空気の温度を監視する設計とする。③		
	ガラス固化体貯蔵設備は，冷却空気の流路及び十分な高さの冷却空気出口シャフトを設け，ガラス固化体からの崩壊熱を，崩壊熱により生じる通風力によって流れる冷却空気を収納管と通風管の間に流すことで除去することにより，ガラス固化体及び構造物の温度を適切に維持する設計とする。①,⑦	（双方の記載） <不一致の理由> 発電炉と再処理施設の設備や技術基準要求の相違のため記載が異なる。また，腐食についての記載は「第 17 条：材料・構造」にて記載する。	ａ．貯蔵ピット 貯蔵ピットは，収納管，通風管，支持架構及びプレナム形成板で構成し，ガラス固化体のもつ閉じ込め機能を維持するために，ガラス固化体を収納管内に収納し，収納管と通風管の間に冷却空気を流す構造とする。◇3	放射性廃棄物を貯蔵する設備は、放射性廃棄物が漏えいし難い設計とする。また、崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響及び不純物の影響により著しく腐食しない設計とする。 【40 条 2】	①,⑦（P2 から）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（7 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
	冷却空気は，冷却空気入口シャフトから貯蔵ピットの下部に流入し，円環流路を上昇しながらガラス固化体から発生する崩壊熱を除去する。この崩壊熱を除去した空気は，十分な通風力を与える高さの冷却空気出口シャフト排気口から大気中へ放出する。③	（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉と再処理施設の設備や技術基準要求の相違のため記載が異なる。また，火災に関する事項については，「第 11 条：火災及び爆発の防止」にて記載する。	冷却空気は，高さ約29ｍ（高レベル廃液ガラス固化建屋）及び高さ約25ｍ（第１ガラス固化体貯蔵建屋）の◇10冷却空気入口シャフトから貯蔵ピットの下部に流入し，円環流路を上昇しながらガラス固化体から発生する崩壊熱を除去する。この崩壊熱を除去した空気は，十分な通風力を与える高さ約35ｍの冷却空気出口シャフト排気口から大気中へ放出する。③ 29℃を外気温とし，2.3ｋＷのガラス固化体が全数収納された状態でのガラス固化体の温度は，次のとおりとなる設計とする。 高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵ピット ガラス固化体容器表面温度　約270℃ ガラス固化体中心温度　約 410℃ 第１ガラス固化体貯蔵建屋の貯蔵ピット ガラス固化体容器表面温度　約280℃ ガラス固化体中心温度　約 420℃ この場合，冷却空気の円環流路出口温度は，それぞれ約75℃，約90℃である。◇7 また，発熱量の経年変化を考慮しても，冷却空気流量の減少割合に比較し，ガラス固化体の崩壊熱量減少割合の方が大きいため，ガラス固化体の温度が上昇することはない。◇7 なお，ガラス固化体からの崩壊熱が適切に除去されていることを確認するため，冷却空気入口，出口温度監視用に冷却空気入口シャフト，冷却空気出口シャフトに温度計を設ける。◇11◇13 また，収納管は，気体廃棄物の廃棄施設の換気設備に接続し，収納管内を負圧に維持する。◇4貯蔵ピットは，ガラス固化体貯蔵においてガラス固化体容器が機械的強度上十分耐え得るたて積み９段以下の設計とする。◇10	放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において，崩壊熱が発生し，火災事象に至るような放射性廃棄物を貯蔵しない設計とする。また，放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂，チャコールフィルタ及び HEPA フィルタは，固体廃棄物として処理を行うまでの間，金属容器や不燃シートに包んで保管する設計とする。 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備の換気設備は，火災時に他の火災区域や環境への放射性物質の放出を防ぐために，換気設備の停止及び隔離弁の閉止により，隔離ができる設計とする。【11 条 21】	
【「等」の解説】 「天井等」とは貯蔵区域天井部及び側壁部などであり，添付書類で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。	ガラス固化体貯蔵設備は，貯蔵区域の天井等のコンクリート温度が65℃を超えないように断熱材及び貯蔵区域側壁部に空気流路を設けるとともに，上部及び下部プレナム部での空気流路を形成するプレナム形成板を設ける設計とする。③	（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設特有の設備であり，発電炉と再処理施設の技術基準規則要求の相違のため記載が異なる。	ガラス固化体貯蔵設備は，貯蔵区域の天井等のコンクリート温度が65℃を超えないように断熱材及び貯蔵区域側壁部に空気流路を設けるとともに，上部及び下部プレナム部での空気流路を形成するプレナム形成板を設ける設計とする。③ 収納管及び通風管は，使用環境を考慮し，防食処理（アルミニウム溶射）した炭素鋼を用いる設計とする。◇10		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（8 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
	収納管は，万一のガラス固化体の落下時にも，収納管とガラス固化体との間隙を小さくすることにより，収納管内の空気が間隙から排出されにくく，収納管内の空気による圧縮抵抗が働き，ガラス固化体の落下速度，落下衝撃を減少させる効果が働くような設計とする。⑤-1 また，収納管の底部には衝撃吸収体を兼ねたガラス固化体受台を設置し，万一のガラス固化体落下時にもガラス固化体容器に著しい損傷を与えないようにするとともに，収納管の機能を失うような損傷を生じない設計とする。⑤-1		収納管は，万一のガラス固化体の落下時にも，収納管とガラス固化体との間隙を小さくすることにより，収納管内の空気が間隙から排出されにくく，収納管内の空気による圧縮抵抗が働き，ガラス固化体の落下速度，落下衝撃を減少させる効果が働くような設計とする。⑤-1 また，収納管の底部には衝撃吸収体を兼ねたガラス固化体受台を設置し，万一のガラス固化体落下時にもガラス固化体容器に著しい損傷を与えないようにするとともに，収納管の機能を失うような損傷を生じない設計とする。⑤-1 収納管は，貯蔵区域の天井スラブで懸架支持し，通風管は，貯蔵ピットの支持架構で固定支持する。収納管と通風管との間にはスペーサを設け地震時の収納管の荷重をスペーサを介して支持架構で支持する構造とする。さらに，支持架構は，高レベル廃液ガラス固化建屋又は第１ガラス固化体貯蔵建屋の側面に固定する。◇3 なお，収納管に顕著な変化がないことを確認するために，収納管等の目視等による観察が可能な措置を講ずる。◇9 ｂ．トレンチ移送台車 トレンチ移送台車に設置する遮蔽容器は，その中にガラス固化体１本を収納できる構造とする。◇10 トレンチ移送台車は，遮蔽容器内にガラス固化体の側面に沿うガイドを設けガラス固化体が転倒しない構造とするとともに，遠隔自動運転とし，運転を安全，かつ，確実に行うため，逸走防止のインターロックを設ける。◇8 ｃ．ガラス固化体受入れクレーン ガラス固化体受入れクレーンは，ガラス固化体の落下防止のため，つりワイヤを二重化し，フックに脱落防止機構を施すとともに，電源喪失時にもつり荷を保持できるフェイルセイフ機構を有する構造とする。 さらに，ガラス固化体受入れクレーンは，ガラス固化体のつり上げ高さを９ｍ以内に制限できるインターロックを設け，万一のガラス固化体の落下によってもガラス固化体容器に著しい損傷を与え		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（9 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
			ない設計とする。 　また，ガラス固化体受入れクレーンは，遠隔自動運転とし，運転を安全，かつ，確実に行うため，逸走防止のインターロックを設ける。◇8 ｄ．第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン 　第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンに設置する遮蔽容器は，ガラス固化体３本，収納管プラグ等を収納できる構造とする。◇10 　第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンは，ガラス固化体の落下防止のため，つりワイヤを二重化し，フックに脱落防止機構を施すとともに，電源喪失時にもつり荷を保持できるフェイルセイフ機構を有する構造とする。さらに，第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンは，収納管外でのガラス固化体のつり上げ高さを９m以内に制限できるインターロックを設け，万一のガラス固化体の落下によってもガラス固化体容器に著しい損傷を与えない設計とする。 　また，第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンは，遠隔自動運転とし，運転を安全，かつ，確実に行うため，逸走防止のインターロックを設ける。◇8 ｅ．冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフト 　冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトは，高レベル廃液ガラス固化建屋又は第１ガラス固化体貯蔵建屋と一体構造とし，建屋の側面に設ける。◇3 　冷却空気出口シャフトは，ガラス固化体の崩壊熱を除去できる十分な冷却空気の風量を与える高さとする。◇3 　なお，冷却空気出入口シャフトの開口部には異物の侵入を防止する措置を講ずるとともに，入口シャフト底部については目視等による観察及び必要に応じ，じんあい等の除去が可能な措置を講ずる。◇9 7.4.3.5　試験・検査 　安全上重要な収納管及び通風管は，据付け検査，外観検査等の品質保証活動のもとに据付けを行う。◇9		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（10 ／ 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
【許可からの変更点】 再処理施設における施設区分に合わせ記載を追加。	5.3.1.4　低レベル固体廃棄物貯蔵設備 [redacted]⑤-2	（ｃ）　低レベル固体廃棄物処理設備[6] （第25条保管廃棄施設に関係ない記載のため省略します。） （ｄ）　低レベル固体廃棄物貯蔵設備[5] １　式 廃樹脂貯蔵系 ハル・エンドピース貯蔵系 チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系 第１低レベル廃棄物貯蔵系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系 第２低レベル廃棄物貯蔵系（ＭＯＸ燃料加工施設と共用） 第１貯蔵系 第２貯蔵系 第４低レベル廃棄物貯蔵系	7.4.4　低レベル固体廃棄物処理設備◇ （第25条 保管廃棄施設に関係ない記載のため省略します。） 7.4.5　低レベル固体廃棄物貯蔵設備 7.4.5.1　概　要 低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，廃樹脂貯蔵系，ハル・エンドピース貯蔵系，チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系，第１低レベル廃棄物貯蔵系，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系，第２低レベル廃棄物貯蔵系及び第４低レベル廃棄物貯蔵系で構成する。⑤-2 第２低レベル廃棄物貯蔵系は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。 ◇2（P3, 4, 11の記載内容と同様の趣旨） 7.4.5.2　設計方針 （１）　閉じ込め 廃樹脂及び廃スラッジを内包する機器は，腐食し難い材料を使用し，かつ，漏えいし難い構造とするとともに液体状の放射性物質が漏えいした場合にも漏えいの拡大を防止し安全に処置できる設計とする。◇4 ハル・エンドピース貯蔵系の貯蔵プールは，液体状の放射性物質が漏えいし難い構造とするとともに万一の漏えいを検知し，漏えいした液体状の放射性物質を安全に処置できる設計とする。◇4 （２）　貯蔵等に関する考慮 低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，適切な貯蔵容量を有する設計とする。 ◇2（P1の記載内容と同様の趣旨） （３）　共　用 低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用し，ＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体の性状に対して再処理施設で発生する雑固体と廃棄物特性が同等のものであることを確認して保管する。ＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体を考慮しても約６年分の貯蔵容量を有する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。◇2（P3, 4, 11の記載内容と同様の趣旨）	固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される発電用原子炉施設は，固体状の放射性廃棄物をドラム缶内に詰める，容器に入れる又はタンク内に貯蔵することによる汚染拡大防止措置を講じることにより，放射性廃棄物による汚染が広がらない設計とする。 【40 条 3】	

（双方の記載）
＜不一致の理由＞
発電炉と再処理施設の設備や技術基準規則要求の相違のため記載が異なる。また，汚染拡大防止については，「第 10 条：閉じ込め」にて記載する。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（11 ／ 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
【「等」の解説】 「…処理物等」の示す内容は，各処理系で処理（乾燥，熱分解，焼却，圧縮成型，切断等）した廃棄物となり低レベル固体廃棄物処理設備で示すため，当該箇所では許可の記載を用いた。（以下同じ）	[redacted] ⑤-2 　廃樹脂及び廃スラッジは，貯槽に貯蔵できる設計とする。⑤-2 　その他の低レベル固体廃棄物は，ドラム缶等又は容器（ドラム）に詰め，貯蔵室又は貯蔵プールに貯蔵する設計とする。⑤-2 　低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，将来必要に応じ増設を考慮した設計とする。⑤-1 ａ．廃樹脂貯蔵系 [redacted]	（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設特有の設備であり，発電炉と再処理施設の技術基準規則要求の相違のため記載が異なる。	（４）　その他 　低レベル固体廃棄物貯蔵設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備は，再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。◇12 7.4.5.3　　主要設備の仕様 　低レベル固体廃棄物貯蔵設備の主要設備の仕様を第7.4－７表に示す。◇10 　なお，低レベル固体廃棄物貯蔵設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な廃樹脂貯槽（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋），第１低レベル廃棄物貯蔵系，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系及び第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系は，再処理設備本体の運転開始に先立ち使用する。◇12 　また，第２低レベル廃棄物貯蔵系は，ＭＯＸ燃料加工施設と共用する。 ◇2（P3, 4, 10の記載内容と同様の趣旨） 7.4.5.4　系統構成及び主要設備 　低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，各種施設から発生する低レベル固体廃棄物（廃樹脂及び廃スラッジ，ハル・エンドピース，ＣＢ及びＢＰの処理物，低レベル濃縮廃液の処理物，廃溶媒の処理物，雑固体の処理物等）及びＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体を貯蔵する能力を有する。⑤-2 　廃樹脂及び廃スラッジは，貯槽に貯蔵する設計とする。⑤-2 　その他の低レベル固体廃棄物は，ドラム缶等又は容器（ドラム）に詰め，貯蔵室又は貯蔵プールに貯蔵する設計とする。⑤-2 　低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，将来必要に応じ増設を考慮する。⑤-1 　低レベル固体廃棄物貯蔵設備のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備は，再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。◇12 （１）系統構成 ａ．廃樹脂貯蔵系 　廃樹脂貯蔵系は，使用済燃料の貯蔵施設のプール水浄化系，液体廃棄物の廃棄施設の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系，低レベル固体廃棄物貯蔵設備のハル・エンドピースを貯蔵するハル・エンドピース貯蔵系並びに低レベ		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）　（12 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
	[redacted]⑤-2 ｂ．ハル・エンドピース貯蔵系 [redacted]⑤-2 [redacted]⑤-2 ｃ．チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系 　チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備のＣＢ・ＢＰ処理系等から発生するＣＢ・ＢＰの処理物等を詰めたドラム缶又は角型容器を貯蔵する系であり，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に設置する設計とする。⑤-2 ｄ．第１低レベル廃棄物貯蔵系 　第１低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の固化体を詰めたドラム缶及び各種施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体のうち，プルトニウムを含む溶液若しくは粉末又は高レベル廃液による汚染のおそれのない雑固体であるセル及びグローブボックス以外から発生する雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器を貯蔵する系であり，第１低レベル廃棄物貯蔵建屋に設置する設計とする。⑤-2		ル固体廃棄物処理設備のＣＢ・ＢＰ処理系から発生する廃樹脂及び廃スラッジを，それぞれ使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に設置する廃樹脂貯槽に貯蔵する系である。⑤-2 ｂ．ハル・エンドピース貯蔵系 　ハル・エンドピース貯蔵系は，溶解施設から発生するハル・エンドピース等を詰めたドラムをプール水中に貯蔵する系であり，ハル・エンドピース貯蔵建屋に設置する。⑤-2 ｃ．チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系 　チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備のＣＢ・ＢＰ処理系等から発生するＣＢ・ＢＰの処理物等を詰めたドラム缶等を貯蔵する系であり，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に設置する。⑤-2 ｄ．第１低レベル廃棄物貯蔵系 　第１低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶等，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の固化体を詰めたドラム缶及び各種施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体のうち，プルトニウムを含む溶液若しくは粉末又は高レベル廃液による汚染のおそれのない雑固体であるセル及びグローブボックス以外から発生する雑固体を詰めたドラム缶等を貯蔵する系であり，第１低レベル廃棄物貯蔵建屋に設置する。⑤-2		⑤-2（P14から）

【「等」の解説】
「…処理系等」の示す内容は「低レベル濃縮廃液処理系」，「廃溶媒処理系」，「雑個体廃棄物処理系」を示すため，当該箇所では許可の記載を用いた。

【「等」の解説】
「ドラム缶等」について対象を明確にした。（以下同じ）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（13 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
	ｅ．使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系 　使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶を貯蔵する系であり，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地下２階及び地下３階に設置する設計とする。⑤-2 ｆ．第２低レベル廃棄物貯蔵系 （ａ）　第１貯蔵系 　第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の処理物及び固化体，廃溶媒処理系から発生する廃溶媒の処理物，雑固体廃棄物処理系から発生する雑固体の処理物等，各種施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器並びにＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体が詰められたドラム缶又は角型容器を貯蔵する系であり，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の地上１階に設置する設計とする。⑤-2，⑥ （ｂ）第２貯蔵系 　第２低レベル廃棄物貯蔵系の第２貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の処理物及び固化体，廃溶媒処理系から発生する廃溶媒の処理物，雑固体廃棄物処理系から発生する雑固体の処理物等，各種施設から発生する低レ		ｅ．使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系 　使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶を貯蔵する系であり，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地下２階及び地下３階に設置する。⑤-2 ｆ．第２低レベル廃棄物貯蔵系 （ａ）　第１貯蔵系 　第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の処理物及び固化体，廃溶媒処理系から発生する廃溶媒の処理物，雑固体廃棄物処理系から発生する雑固体の処理物等，各種施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶等並びにＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体が詰められたドラム缶等を貯蔵する系であり，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の地上１階に設置する。 　⑤-2，⑥ 　ドラム缶等を貯蔵する場合は，遮蔽設計及び建屋の強度設計に影響がないように，表面線量当量率及び質量を貯蔵前に管理するものとする。◇4 　再処理設備本体の運転開始に先立ち第１貯蔵系を使用する場合には，再処理設備本体の運転開始後を対象とした第２低レベル廃棄物貯蔵建屋に係る遮蔽設計に影響がないように，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶等の表面線量当量率を貯蔵前に管理するものとする。◇5 （ｂ）第２貯蔵系 　第２低レベル廃棄物貯蔵系の第２貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の処理物及び固化体，廃溶媒処理系から発生する廃溶媒の処理物，雑固体廃棄物処理系から発生する雑固体の処理物等，各種施設から発生する低レ		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（14 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
	ベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器並びにＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器を貯蔵する系であり，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の地下１階，地下２階及び地下３階に設置する設計とする。ただし，よう素フィルタは，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋地下２階のフィルタ貯蔵室に貯蔵する設計とする。 ⑤-2，⑥ ｇ．第４低レベル廃棄物貯蔵系 第４低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の固化体を詰めたドラム缶及び各種施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体のうち，セル及びグローブボックス以外から発生する雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器を貯蔵する系であり，第４低レベル廃棄物貯蔵建屋に設置する設計とする。⑤-2	【「等」の解説】 「よう素フィルタ等」について対象を明確にした。	ベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶等並びにＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体を詰めたドラム缶等を貯蔵する系であり，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の地下１階，地下２階及び地下３階に設置する。ただし，よう素フィルタ等は，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋地下２階のフィルタ貯蔵室に貯蔵する。 ⑤-2，⑥ ｇ．第４低レベル廃棄物貯蔵系 第４低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶等，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の固化体を詰めたドラム缶及び各種施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体のうち，セル及びグローブボックス以外から発生する雑固体を詰めたドラム缶等を貯蔵する系であり，第４低レベル廃棄物貯蔵建屋に設置する。⑤-2 （２）主要設備 廃樹脂及び廃スラッジを内包する機器は，ステンレス鋼を用い，接液部は溶接構造等の設計とする。また，廃樹脂及び廃スラッジを内包する主要設備を収納する室の床には，漏えい検知装置を備えたステンレス鋼製又は樹脂製の漏えい液受皿を設置し，漏えいした液体状の放射性物質は，適切に処置できる設計とする。 ④ ハル・エンドピース貯蔵系の貯蔵プールの内面は，ステンレス鋼を内張りし，かつ，接液部は溶接構造等の設計とする。また，貯蔵プールに漏えい検知装置を設けるとともに漏えいした液体状の放射性物質は，適切に移送する設計とする。④また，貯蔵プールは，プール水の水質等の維持・管理を図る設計とする。 ⑤-2 フィルタ貯蔵室は，低レベル廃棄物処理建屋換気筒に接続する設計とする。⑮		⑤-2（P12へ）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（15 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
			低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，貯蔵する各低レベル固体廃棄物の推定年間発生量，使用済燃料による総合試験期間（平成18年3月31日開始）中に発生する各低レベル固体廃棄物，増設に必要な期間等を考慮して，次のとおりの貯蔵容量を有する設計とする。 廃樹脂貯蔵系は，約40年分の貯蔵容量を有する設計とする。ハル・エンドピース貯蔵系は，約５年分の貯蔵容量を有する設計とする。 チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系は，ＢＷＲ使用済燃料及びＰＷＲ使用済燃料を年間400ｔ・ＵＰｒずつ再処理する場合に発生するＣＢ及びＢＰの処理物等の約10年分の貯蔵容量を有する設計とする。 また，第１低レベル廃棄物貯蔵系，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系，第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系及び第２貯蔵系並びに第４低レベル廃棄物貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の処理物及び固化体，廃溶媒処理系から発生する廃溶媒の処理物，雑固体廃棄物処理系から発生する雑固体の処理物等並びに各種施設から発生する雑固体を再処理事業の開始から約26年分の貯蔵容量を有する設計とする。 第１低レベル廃棄物貯蔵系，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系，第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系及び第４低レベル廃棄物貯蔵系は，再処理設備本体の運転開始に先立ち，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を使用して，使用済燃料の受入れ及び貯蔵を行う場合に発生する雑固体並びに低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系の固化装置のしゅん工（平成19年3月30日）後に発生する低レベル濃縮廃液の固化体を再処理事業の開始から約28年分の貯蔵容量を有する設計とする。◇2（P2の記載内容と同様の趣旨） 7.4.5.5　試験・検査 低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，中央制御室の制御盤等でその状態を監視する。◇13		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（16 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
		（ⅲ）　廃棄物の処理能力 固体廃棄物の廃棄施設は，高レベル廃液を約140Ｌ／ｈ，低レベル濃縮廃液を約0.2ｍ^3／ｈ及び200ℓドラム缶約２本／日，廃溶媒を約８Ｌ／ｈ及び焼却可能な雑固体を約75ｋｇ／ｈ，圧縮減容可能な雑固体を圧縮力約1,500ｔ並びにＣＢ・ＢＰを各々約１個／ｈ及び約0.5個／ｈで処理できる能力を有する。[5] （ⅳ）　保管廃棄施設の最大保管廃棄能力 （ａ）　ガラス固化体貯蔵設備　8,235本（ガラス固化体） 高レベル廃液ガラス固化建屋　315本（ガラス固化体） 第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟　2,880　本（ガラス固化体） 第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟　5,040　本（ガラス固化体） （ｂ）　低レベル固体廃棄物貯蔵設備 廃樹脂貯蔵系　約850　ｍ^3 ハル・エンドピース貯蔵系　約2,000本（1,000Ｌドラム換算） チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系　約7,000　本（200ℓドラム缶換算） 第１低レベル廃棄物貯蔵系　約13,500本（200ℓドラム缶換算） 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系　約430　本（200ℓドラム缶換算） 第２低レベル廃棄物貯蔵系（ＭＯＸ燃料加工施設と共用） 第１貯蔵系　約12,700　本（200ℓドラム缶換算） 第２貯蔵系　約42,500　本（200ℓドラム缶換算） 第４低レベル廃棄物貯蔵系　約13,500本（200ℓドラム缶換算）[5] 固体廃棄物の廃棄施設の貯蔵設備は，必要がある場合には増設を考慮する。 ④-1,2	第7.4－１表　高レベル廃液ガラス固化設備の主要設備の仕様◇16 （第25条 保管廃棄施設に関係ない記載のため省略します。） 第7.4－２表　ガラス固化体貯蔵設備の主要設備の仕様◇10 （１）　貯蔵ピット ａ．高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵ピット 種　類　間接自然空冷貯蔵方式 基　数　１ 構　成　収納管及び通風管　各45本 容　量　ガラス固化体315本(ガラス固化体７本／収納管) 寸　法　貯蔵ピット　約22ｍ×約６ｍ×約15ｍ（高さ） 収納管内径　約44ｃｍ 収納管肉厚　約１ｃｍ 収納管長さ　約14ｍ 通風管内径　約58ｃｍ 通風管長さ　約11ｍ 主要材料　炭素鋼 ｂ．第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟の貯蔵ピット 種　類　間接自然空冷貯蔵方式 基　数　４ 構　成　収納管及び通風管　各80本／基 容　量　ガラス固化体720本／基（ガラス固化体９本／収納管） 寸　法　貯蔵ピット　約26ｍ×約６ｍ×約17ｍ（高さ） 収納管内径　約44ｃｍ 収納管肉厚　約１ｃｍ 収納管長さ		④-1,2（P3へ）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（17 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
			約16m 通風管内径 約58ｃｍ 通風管長さ 約12m 主要材料　　　炭素鋼 ｃ．第１ガラス固化体貯蔵建屋西棟の貯蔵ピット 種　類　　　間接自然空冷貯蔵方式 基　数　　　４ 構　成　　　収納管及び通風管　各140本／基 容　量　　　ガラス固化体1,260本／基 （ガラス固化体９本／収納管） 寸　法　　　貯蔵ピット約26m×約8m×約17m（高さ） 収納管内径 約44ｃｍ 収納管肉厚 約１ｃｍ 収納管長さ 約16m 通風管内径 約58ｃｍ 通風管長さ 約12m 主要材料　　　炭素鋼 （２）　トレンチ移送台車 種　類　　　遮蔽容器付床面レール走行形 台　数　　　１ （３）　ガラス固化体受入れクレーン 種　類　　　天井走行形 台　数　　　１ 容　量　　　約１ｔ （４）　第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン 種　類　　　遮蔽容器付床面走行形 台　数　　　１ 容　量　　　約４ｔ （５）　冷却空気入口シャフト ａ.高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却空気入口シャフト 高　さ　　　約29m ｂ．第１ガラス固化体貯蔵建屋の冷却空気入口シャフト 高　さ　　　約25m		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（18 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
			（６）　冷却空気出口シャフト 　ａ．高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却空気出口シャフト 　　　　高　　さ　　　　約35m 　ｂ．第１ガラス固化体貯蔵建屋の冷却空気出口シャフト 　　　　高　　さ　　　　約35m 第7.4－３表　低レベル濃縮廃液処理系の主要設備の仕様◇16 （第25条 保管廃棄施設に関係ない記載のため省略します。） 第7.4－４表　廃溶媒処理系の主要設備の仕様◇16 （第25条 保管廃棄施設に関係ない記載のため省略します。） 第7.4－５表　雑固体廃棄物処理系の主要設備の仕様◇16 （第25条 保管廃棄施設に関係ない記載のため省略します。） 第7.4－６表　ＣＢ・ＢＰ処理系の主要設備の仕様◇16 （第25条 保管廃棄施設に関係ない記載のため省略します。） 第7.4－７表　低レベル固体廃棄物貯蔵設備の主要設備の仕様◇10 （１）　廃樹脂貯蔵系 ａ．廃樹脂貯槽（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋）＊ 　　種　　類　　　ライニング槽 　　基　　数　　　３ 　　容　　量　　　約190m３／基 　　主要材料　　　ステンレス鋼 ｂ．廃樹脂貯槽（ハル・エンドピース貯蔵建屋） 　　種　　類　　　たて置円筒形 　　基　　数　　　２ 　　容　　量　　　約80m３／基 　　主要材料　　　ステンレス鋼 ｃ．廃樹脂貯槽（チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋） 　　種　　類　　　たて置円筒形 　　基　　数　　　１ 　　容　　量　　　約120m３ 　　主要材料　　　ステンレス鋼 （２）　ハル・エンドピース貯蔵系		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第２５条（保管廃棄施設）（19 / 19）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類六	発電炉設工認　基本設計方針	備考
			構　　造　　　　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄骨造） 貯蔵能力　　　　約2,000本（1,000Ｌドラム換算） （３）　チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系 構　　造　　　　鉄筋コンクリート造 貯蔵能力　　　　約7,000本（200ℓドラム缶換算） （４）　第１低レベル廃棄物貯蔵系* 構　　造　　　　鉄筋コンクリート造 貯蔵能力　　　　約13,500本（200ℓドラム缶換算） （５）　使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系* 構　　造　　　　鉄筋コンクリート造 貯蔵能力　　　　約430本（200ℓドラム缶換算） （６）　第２低レベル廃棄物貯蔵系（ＭＯＸ燃料加工施設と共用） 構　　造　　　　鉄筋コンクリート造 ａ．第１貯蔵系* 貯蔵能力　　　　約12,700本（200ℓドラム缶換算） ｂ．第２貯蔵系 貯蔵能力　　　　約42,500本（200ℓドラム缶換算） （７）　第４低レベル廃棄物貯蔵系 構　　造　　　　鉄筋コンクリート造 貯蔵能力　　　　約13,500本（200ℓドラム缶換算） 注）　*印の設備は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る設備である。		

設工認申請書　各条文の設計の考え方

第二十五条（保管廃棄施設）

1．技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方

No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
①	放射性廃棄物の冷却のための必要な措置について	技術基準の要求事項を受けている内容	1・-	—	a, b
②	要求事項を担保するための運用	技術基準の要求事項を担保するために必要な運用およびその担保先を記載する。	1・-	—	—
③	放射性廃棄物の冷却に関する評価の記載	技術基準の要求事項を受けて設工認で担保する評価における評価条件を記載する。	1・-	—	a
④	保管容量に関する記載	事業許可申請書との整合性の観点から記載する。	—	—	b
-1	ガラス固化体貯蔵設備の保管容量に関する記載	—	—	—	b
-2	低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管容量に関する記載	—	—	—	b
⑤	系統構成	事業許可申請書との整合性の観点から記載する。	—	—	b
-1	ガラス固化体貯蔵設備の系統構成	—	—	—	b
-2	低レベル固体廃棄物貯蔵設備の系統構成	—	—	—	b
⑥	低レベル固体廃棄物貯蔵設備の共用に関する記載	事業許可申請書との整合性の観点から記載する。	—	—	c
⑦	冷却のための適切な措置に関する記載	事業許可申請書との整合性の観点から記載する。	—	—	a, b

2．事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
1	他記載箇所の採用	本文他箇所や添付書類六の記載を基本設計方針とするため記載しない。	-
2	気体廃棄物及び液体廃棄物の保管廃棄	気体廃棄物及び液体廃棄物の廃棄施設については，保管廃棄する設備を設置しないことから記載しない。	-
3	高レベル廃液ガラス固化建屋の主要構造等	高レベル廃液ガラス固化建屋の主要構造等については､「第二十四条　廃棄施設」に記載するため，記載しない。	-
4	機器配置・概要図（構造等）	機器配置・概要図（構造等）について示した図面は添付書類に添付するため，記載しない。	b
5	設備仕様	仕様表にて記載する。	f
6	個別施設	高レベル廃液ガラス固化設備および低レベル固体廃棄物処理設備については，「個別施設 固体廃棄物の廃棄施設 高レベル廃液ガラス固化設備」，「個別施設 固体	-

設工認申請書　各条文の設計の考え方

		廃棄物の廃棄施設低レベル固体廃棄物処理設備」に記載するため，記載しない。	

３．事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
◇1	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の崩壊熱除去	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の崩壊熱除去については「第十九条　使用済燃料の貯蔵施設等」に記載するため，記載しない。	a
◇2	重複記載	事業変更許可申請書の本文または，添付書類六内の他の箇所と同様の趣旨であることから記載しない。	－
◇3	概要図（構造等）	概要図（構造等）を示した図面は添付書類に添付するため，記載しない。	b
◇4	閉じ込め	閉じ込めは「第十条　閉じ込め」に記載するため，記載しない。	e
◇5	火災及び爆発	火災及び爆発は「第十一条　火災等による損傷の防止」に記載するため，記載しない。	d
◇6	安全機能を維持するために必要な冷却設備による崩壊熱除去	安全機能を維持するために必要な冷却設備による崩壊熱除去については「第十五条　安全上重要な施設」に記載するため，記載しない。	a，c
◇7	添付書類	添付書類「ガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱の除去に関する説明書」に記載するため，記載しない。	a
◇8	落下防止，逸走防止等	落下防止及び逸走防止等については「第十八条　搬送設備」に記載するため，記載しない。	－
◇9	試験及び検査	試験及び検査については「第十六条　安全機能を有する施設」に記載するため，記載しない。	c
◇10	設備仕様	仕様表にて記載する。	f
◇11	計測制御系統施設	計測制御系統施設については「第二十条　計測制御系統施設」に記載するため，記載しない。	g
◇12	先行使用	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は竣工施設であるため記載しない。	－
◇13	運転状態の監視等	運転状態の監視等は「第二十三条　制御室」にて記載するため，記載しない。	h
◇14	材料および構造	材料および構造については「第十七条　材料および構造」に記載するため，記載しない。	i
◇15	換気設備	換気設備については「第二十八条　換気設備」に記載するため，記載しない。	j
◇16	個別施設	高レベル廃液ガラス固化設備および低レベル固体廃棄物処理設備については，「個別施設 固体廃棄物の廃棄施設 高レベル廃液ガラス固化設備」，「個別施設 固体廃棄物の廃棄施設低レベル固体廃棄物処理設備」に記載するため，記載しない。	－

設工認申請書　各条文の設計の考え方

４．添付書類等	
No.	書類名
a	Ⅵ-1-1-3　設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-5-4　ガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱の除去に関する説明書
b	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 Ⅵ-2-3　系統図 Ⅵ-2-4　配置図 Ⅵ-2-5　構造図
c	Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
d	添付-Ⅲ　火災及び爆発の防止に関する説明書
e	Ⅵ-1-1-2　再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書
f	仕様表
g	Ⅵ-1-2　計測制御系統施設に関する説明書
h	Ⅵ-1-3-1　制御室及び緊急時対策所の機能に関する説明書
i	Ⅴ-1　主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性に関する設計の基本方針
j	添付-Ⅱ　放射線による被ばくの防止に関する説明書

令和３年９月 21 日　Ｒ０

別紙２

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	5.3　固体廃棄物の廃棄施設 5.3.1　設計基準対象の施設 ガラス固化体貯蔵設備及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。 また，ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体の冷却のための適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【固体廃棄物の廃棄施設の基本方針】 ・固体廃棄物の廃棄施設の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	―	―	―	―	―	△	基本方針	―	―	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【固体廃棄物の廃棄施設の基本方針】 ・固体廃棄物の廃棄施設の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）
2	固体廃棄物の廃棄施設は，高レベル廃液ガラス固化設備２系列（一部１系列），ガラス固化体貯蔵設備，低レベル固体廃棄物処理設備及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備で構成し，高レベル廃液ガラス固化設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋に，ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋及び第１ガラス固化体貯蔵建屋に，低レベル固体廃棄物処理設備は，低レベル廃棄物処理建屋及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に，低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋，第１低レベル廃棄物貯蔵建屋，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第４低レベル廃棄物貯蔵建屋に収納する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【固体廃棄物の廃棄施設の基本方針】 ・固体廃棄物の廃棄施設の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	―	―	―	―	―	△	基本方針	―	―	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【固体廃棄物の廃棄施設の基本方針】 ・固体廃棄物の廃棄施設の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）
3	固体廃棄物の廃棄施設の貯蔵設備は，必要がある場合には増設を考慮した設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【固体廃棄物の廃棄施設の基本方針】 ・固体廃棄物の廃棄施設の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）	―	―	―	―	―	△	基本方針	―	―	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【固体廃棄物の廃棄施設の基本方針】 ・固体廃棄物の廃棄施設の設備構成，系統構成，配置，構造等を説明する。 （系統図，配置図，構造図等）
4	低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，再処理施設から発生する低レベル廃棄物を貯蔵するとともに，ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（以下ＭＯＸ燃料加工施設という。）から発生し容器に詰められた雑固体を貯蔵する設計とする。そのため，低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系をＭＯＸ燃料加工施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	低レベル固体廃棄物貯蔵設備(第1貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(第2貯蔵系) 【施設共通　基本設計方針】	設計方針（共用）	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.系統施設毎の設計上の考慮 3.5放射性廃棄物の廃棄施設 既設工認　「添付書類 Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」より変更なし	【3.系統施設毎の設計上の考慮　3.5放射性廃棄物の廃棄施設】 低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，再処理施設から発生する低レベル廃棄物を貯蔵するとともに，ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（以下ＭＯＸ燃料加工施設という。）から発生し容器に詰められた雑固体を貯蔵する設計とする。そのため，低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系をＭＯＸ燃料加工施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	―	―	―	―	―	△	【施設共通　基本設計方針】	―	―	Ⅵ-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.系統施設毎の設計上の考慮 3.5放射性廃棄物の廃棄施設 既設工認　「添付書類 Ⅵ-1-1-4　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」より変更なし	【3.系統施設毎の設計上の考慮　3.5放射性廃棄物の廃棄施設】 低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，再処理施設から発生する低レベル廃棄物を貯蔵するとともに，ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（以下ＭＯＸ燃料加工施設という。）から発生し容器に詰められた雑固体を貯蔵する設計とする。そのため，低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系をＭＯＸ燃料加工施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。
5	5.3.1.2　ガラス固化体貯蔵設備 ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋及び第１ガラス固化体貯蔵建屋に設置するガラス固化体貯蔵設備で構成する。ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化設備にて製造したガラス固化体を受け入れ，保管廃棄する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
6	ガラス固化体貯蔵設備は，貯蔵ピット，トレンチ移送台車，ガラス固化体受入れクレーン，第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン，冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトで構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
7	ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化設備からガラス固化体を受け入れる。ガラス固化体は，高レベル廃液ガラス固化設備のガラス固化体検査室天井クレーンにより高レベル廃液ガラス固化建屋内の貯蔵ピットに搬送し，貯蔵するか，又はトレンチ移送台車により第１ガラス固化体貯蔵建屋へ払い出す。高レベル廃液ガラス固化建屋から払い出したガラス固化体は，ガラス固化体受入れクレーンを用いて，トレンチ移送台車から取り出す。取り出したガラス固化体は，第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンにより第１ガラス固化体貯蔵建屋内の貯蔵ピットに搬送し，貯蔵する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	【機能要求②】 ガラス固化体貯蔵設備	基本方針 設計方針（評価方針等） 評価	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
8	ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体からの崩壊熱が適切に除去されていることを確認するため，冷却空気の温度を監視する設計とする。	機能要求① 評価要求	計測制御設備	基本方針 設計方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
9	ガラス固化体貯蔵設備は，冷却空気の流路及び十分な高さの冷却空気出口シャフトを設け，ガラス固化体からの崩壊熱を，崩壊熱により生じる通風力によって流れる冷却空気を収納管と通風管の間に流すことで除去することにより，ガラス固化体及び構造物の温度を適切に維持する設計とする。	設置要求 機能要求②	【機能要求②】 ガラス固化体貯蔵設備	基本方針 設計方針（評価方針等） 評価（崩壊熱除去解析）	Ⅵ-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-5-4 ガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱の除去に関する説明書 既設工認　「添付書類 Ⅵ　ガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱の除去に関する説明書」より変更なし	【崩壊熱除去に関する基本方針】 ・ガラス固化体からの崩壊熱によりコンクリートが加熱される恐れがあることから間接自然空冷貯蔵方式にて崩壊熱を除去しコンクリート温度を適切に維持する旨記載する。 【崩壊熱除去対象設備】 ・冷却空気によるガラス固化体から発生する崩壊熱の除去、断熱材等による貯蔵区域天井部コンクリートの過熱防止、空気流路（側壁流路）による貯蔵区域の側壁部の発熱除去、断熱材による冷却空気出口シャフトの過熱防止について記載する。 【崩壊熱量】 ・ガラス固化体一本当たりの平均発熱量2.3kWから各解析に用いる発熱量を設定する。 【崩壊熱除去解析方法】 ・解析フロー、解析モデル、パラメータ設定、解析コードについて記載する。 【計算コード】 ・温度評価に用いる解析コードおよびその使用の妥当性について記載する。 【解析のケース】 ・解析を実施する上で温度が厳しい条件となるガラス固化体収納状態をいくつかケース分けし記載する 【解析結果】 ・崩壊熱除去解析により得られた冷却空気量、ガラス固化体温度、コンクリート部温度を記載する。	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
10	冷却空気は，冷却空気入口シャフトから貯蔵ピットの下部に流入し，円環流路を上昇しながらガラス固化体から発生する崩壊熱を除去する。この崩壊熱を除去した空気は，十分な通風力を与える高さの冷却空気出口シャフト排気口から大気中へ放出する。	機能要求②	【機能要求②】 ガラス固化体貯蔵設備	基本方針 設計方針（評価方針等） 評価（崩壊熱除去解析）			―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
11	ガラス固化体貯蔵設備は，貯蔵区域の天井等のコンクリート温度が65℃を超えないように断熱材及び貯蔵区域側壁部に空気流路を設けるとともに，上部及び下部プレナム部での空気流路を形成するプレナム形成板を設ける設計とする。	評価要求 設置要求	ガラス固化体貯蔵設備	基本方針 設計方針（評価方針等） 評価（崩壊熱除去解析）			―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
12	収納管は，万一のガラス固化体の落下時にも，収納管とガラス固化体との間隙を小さくすることにより，収納管内の空気が間隙から排出されにくく，収納管内の空気による圧縮抵抗が働き，ガラス固化体の落下速度，落下衝撃を減少させる効果が働くような設計とする。	機能要求②	【機能要求②】 ガラス固化体貯蔵設備	基本方針 設計方針（評価方針等） 評価	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	5.3　固体廃棄物の廃棄施設 5.3.1　設計基準対象の施設 　ガラス固化体貯蔵設備及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。 　また，ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体の冷却のための適切な措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一						第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一							
2	固体廃棄物の廃棄施設は，高レベル廃液ガラス固化設備２系列（一部１系列），ガラス固化体貯蔵設備，低レベル固体廃棄物処理設備及び低レベル固体廃棄物貯蔵設備で構成し，高レベル廃液ガラス固化設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋に，ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋及び第１ガラス固化体貯蔵建屋に，低レベル固体廃棄物処理設備は，低レベル廃棄物処理建屋及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に，低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋，ハル・エンドピース貯蔵建屋，第１低レベル廃棄物貯蔵建屋，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第４低レベル廃棄物貯蔵建屋に収納する設計とする。	冒頭宣言	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一						第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一							
3	固体廃棄物の廃棄施設の貯蔵設備は，必要がある場合には増設を考慮した設計とする。	冒頭宣言	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一						第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一							
4	低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，再処理施設から発生する低レベル廃棄物を貯蔵するとともに，ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設（以下ＭＯＸ燃料加工施設という。）から発生し容器に詰められた雑固体を貯蔵する設計とする。そのため，低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第２低レベル廃棄物貯蔵系をＭＯＸ燃料加工施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	—	—	—	—	—	—	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一							
5	5.3.1.2　ガラス固化体貯蔵設備 　ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化建屋及び第１ガラス固化体貯蔵建屋に設置するガラス固化体貯蔵設備で構成する。ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化設備にて製造したガラス固化体を受け入れ，保管廃棄する設計とする。	冒頭宣言	△	—	基本方針	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
6	ガラス固化体貯蔵設備は，貯蔵ピット，トレンチ移送台車，ガラス固化体受入れクレーン，第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン，冷却空気入口シャフト及び冷却空気出口シャフトで構成する。	冒頭宣言	△	—	基本方針	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
7	ガラス固化体貯蔵設備は，高レベル廃液ガラス固化設備からガラス固化体を受け入れる。ガラス固化体は，高レベル廃液ガラス固化設備のガラス固化体検査室天井クレーンにより高レベル廃液ガラス固化建屋内の貯蔵ピットに搬送し，貯蔵するか，又はトレンチ移送台車により第１ガラス固化体貯蔵建屋へ払い出す。高レベル廃液ガラス固化建屋から払い出したガラス固化体は，ガラス固化体受入れクレーンを用いて，トレンチ移送台車から取り出す。取り出したガラス固化体は，第１ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンにより第１ガラス固化体貯蔵建屋内の貯蔵ピットに搬送し，貯蔵する設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	△	—	基本設計方針	・主要寸法 ・主要材料 ・貯蔵容量	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
8	ガラス固化体貯蔵設備は，ガラス固化体からの崩壊熱が適切に除去されていることを確認するため，冷却空気の温度を監視する設計とする。	機能要求① 評価要求	△	—	基本設計方針	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
9	ガラス固化体貯蔵設備は，冷却空気の流路及び十分な高さの冷却空気出口シャフトを設け，ガラス固化体からの崩壊熱を，崩壊熱により生じる通風力によって流れる冷却空気を収納管と通風管の間に流すことで除去することにより，ガラス固化体及び構造物の温度を適切に維持する設計とする。	設置要求 機能要求②	△	—	基本設計方針	・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 Ⅵ-1-1-3-5-4 ガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱の除去に関する説明書 既設工認　「添付書類 Ⅵ　ガラス固化体貯蔵設備の崩壊熱の除去に関する説明書」より変更なし	【崩壊熱除去に関する基本方針】 ・ガラス固化体からの崩壊熱によりコンクリートが加熱される恐れがあることから間接自然空冷貯蔵方式にて崩壊熱を除去しコンクリート温度を適切に維持する旨記載する。 【崩壊熱除去対象設備】 ・冷却空気によるガラス固化体から発生する崩壊熱の除去、断熱材等による貯蔵区域天井部コンクリートの過熱防止、空気流路（側壁流路）による貯蔵区域の側壁部の発熱除去、断熱材による冷却空気出口シャフトの過熱防止について記載する。 【崩壊熱量】 ・ガラス固化体一本当たりの平均発熱量2.3kWから各解析に用いる発熱量を設定する。 【崩壊熱除去解析方法】 ・解析フロー、解析モデル、パラメータ設定、解析コードについて記載する。 【計算コード】 ・温度評価に用いる解析コードおよびその使用の妥当性について記載する。 【解析のケース】 ・解析を実施する上で温度が厳しい条件となるガラス固化体収納状態をいくつかケース分けし記載する 【解析結果】 ・崩壊熱除去解析により得られた冷却空気量、ガラス固化体温度、コンクリート部温度を記載する。	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
10	冷却空気は，冷却空気入口シャフトから貯蔵ピットの下部に流入し，円環流路を上昇しながらガラス固化体から発生する崩壊熱を除去する。この崩壊熱を除去した空気は，十分な通風力を与える高さの冷却空気出口シャフト排気口から大気中へ放出する。	機能要求②	△	—	基本設計方針	・主要寸法 ・主要材料			第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
11	ガラス固化体貯蔵設備は，貯蔵区域の天井等のコンクリート温度が65℃を超えないように断熱材及び貯蔵区域側壁部に空気流路を設けるとともに，上部及び下部プレナム部での空気流路を形成するプレナム形成板を設ける設計とする。	評価要求 設置要求	△	—	基本設計方針	—			第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
12	収納管は，万一のガラス固化体の落下時にも，収納管とガラス固化体との間隙を小さくすることにより，収納管内の空気が間隙から排出されにくく，収納管内の空気による圧縮抵抗が働き，ガラス固化体の落下速度，落下衝撃を減少させる効果が働くような設計とする。	機能要求②	△	—	基本設計方針	・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
（第25条 保管廃棄施設）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備（２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更①）	申請対象設備（２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	また，収納管の底部には衝撃吸収体を兼ねたガラス固化体受台を設置し，万一のガラス固化体落下時にもガラス固化体容器に著しい損傷を与えないようにするとともに，収納管の機能を失うような損傷を生じない設計とする。	設置要求	ガラス固化体貯蔵設備	基本方針 設計方針（評価方針等） 評価	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5.3.1.4　低レベル固体廃棄物貯蔵設備 [redacted]	冒頭宣言	基本方針	基本方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	△	基本方針	—	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）
15	[redacted]	設置要求	低レベル固体廃棄物貯蔵設備(廃樹脂貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(ハル・エンドピース貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(第１低レベル廃棄物貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(第1貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(第2貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(第４低レベル廃棄物貯蔵系)	基本方針 設計方針（評価方針等） 評価	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	△	基本設計方針	—	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）
16	廃樹脂及び廃スラッジは，貯槽に貯蔵する設計とする。	機能要求②	【機能要求②】 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系）	基本方針 設計方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	その他の低レベル固体廃棄物は，ドラム缶等又は容器（ドラム）に詰め，貯蔵室又は貯蔵プールに貯蔵する設計とする。	機能要求②	【機能要求②】 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(ハル・エンドピース貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(第１低レベル廃棄物貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(第1貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(第2貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(第4低レベル廃棄物貯蔵系)	基本方針 設計方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	△	基本設計方針	—	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）
18	低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，将来必要に応じ増設を考慮した設計とする。	設置要求	低レベル固体廃棄物貯蔵設備(廃樹脂貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(ハル・エンドピース貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(第１低レベル廃棄物貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(第1貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(第2貯蔵系) 低レベル固体廃棄物貯蔵設備(第４低レベル廃棄物貯蔵系)	基本方針 設計方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	△	基本設計方針	—	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）
19	ａ．廃樹脂貯蔵系 [redacted]	設置要求 機能要求②	【機能要求②】 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系）	基本方針 設計方針 評価	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ｂ．ハル・エンドピース貯蔵系 [redacted]	設置要求 機能要求②	【機能要求②】 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（ハル・エンドピース貯蔵系）	基本方針 設計方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	[redacted]	運用要求	低レベル固体廃棄物貯蔵設備（ハル・エンドピース貯蔵系） 【施設共通　基本設計方針】	基本方針 設計方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ								
			説明対象	申請対象設備 （１項変更②）	申請対象設備 （２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更③）	申請対象設備 （２項変更④）	申請対象設備 （別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備 （別設工認② 海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
13	また，収納管の底部には衝撃吸収体を兼ねたガラス固化体受台を設置し，万一のガラス固化体落下時にもガラス固化体容器に著しい損傷を与えないようにするとともに，収納管の機能を失うような損傷を生じない設計とする。	設置要求	△	—	基本設計方針	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）申請と同一							
14	5.3.1.4　低レベル固体廃棄物貯蔵設備 [redacted]	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一							
15	[redacted]	設置要求	—	—	—	—	—	—	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一							
16	廃樹脂及び廃スラッジは，貯槽に貯蔵する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一							
17	その他の低レベル固体廃棄物は，ドラム缶等又は容器（ドラム）に詰め，貯蔵室又は貯蔵プールに貯蔵する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一							
18	低レベル固体廃棄物貯蔵設備は，将来必要に応じ増設を考慮した設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）申請と同一							
19	ａ．廃樹脂貯蔵系 [redacted]	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	△	基本設計方針	基本設計方針	—	—	・主要寸法 ・主要材料 ・貯蔵容量	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）
20	ｂ．ハル・エンドピース貯蔵系 [redacted]	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	△	—	基本設計方針	—	—	・主要寸法 ・主要材料 ・貯蔵容量	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）
21	[redacted]	運用要求	—	—	—	—	—	—	△	—	【施設共通　基本設計方針】	—	—	—	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（系統図，配置図，構造図等）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１Ｇｒ					第２Ｇｒ（貯蔵庫共用）					
							説明対象	申請対象設備 （２項変更①）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 （１項変更①）	申請対象設備 （２項変更②）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	ｃ．チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系 ＣＢ・ＢＰ貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備のＣＢ・ＢＰ処理系等から発生するＣＢ・ＢＰの処理物等を詰めたドラム缶又は角型容器を貯蔵する系であり，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に設置する。	設置要求 機能要求②	【機能要求②】 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系）	基本方針 設計方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	ｄ．第１低レベル廃棄物貯蔵系 第１低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の固化体を詰めたドラム缶及び各種施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体のうち，プルトニウムを含む溶液若しくは粉末又は高レベル廃液による汚染のおそれのない雑固体であるセル及びグローブボックス以外から発生する雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器を貯蔵する系であり，第１低レベル廃棄物貯蔵建屋に設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【機能要求②】 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（第１低レベル廃棄物貯蔵系）	基本方針 設計方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	ｅ．使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶を貯蔵する系であり，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地下２階及び地下３階に設置する。	設置要求 機能要求②	【機能要求②】 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系）	基本方針 設計方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	ｆ．第２低レベル廃棄物貯蔵系 （ａ）　第１貯蔵系 第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の処理物及び固化体，廃溶媒処理系から発生する廃溶媒の処理物，雑固体廃棄物処理系から発生する雑固体の処理物等，各種施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器並びにＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体が詰められたドラム缶又は角型容器を貯蔵する系であり，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の地上１階に設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【機能要求②】 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（第1貯蔵系）	基本方針 設計方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	△	基本設計方針	—	・主要寸法 ・主要材料	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（配置図，構造図等）
26	（ｂ）第２貯蔵系 第２低レベル廃棄物貯蔵系の第２貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の処理物及び固化体，廃溶媒処理系から発生する廃溶媒の処理物，雑固体廃棄物処理系から発生する雑固体の処理物等，各種施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器並びにＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器を貯蔵する系であり，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の地下１階，地下２階及び地下３階に設置する設計とする。ただし，よう素フィルタは，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋地下２階のフィルタ貯蔵室に貯蔵する設計とする。	設置要求 機能要求②	【機能要求②】 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（第2貯蔵系）	基本方針 設計方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	ｇ．第４低レベル廃棄物貯蔵系 第４低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の固化体を詰めたドラム缶及び各種施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体のうち，セル及びグローブボックス以外から発生する雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器を貯蔵する系であり，第４低レベル廃棄物貯蔵建屋に設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	【機能要求②】 低レベル固体廃棄物貯蔵設備（第４低レベル廃棄物貯蔵系）	基本方針 設計方針	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（配置図，構造図等）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第２Ｇｒ（主要４建屋、E施設共用）						第３Ｇｒ							
			説明対象	申請対象設備（１項変更②）	申請対象設備（２項変更③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備（１項変更③）	申請対象設備（２項変更④）	申請対象設備（別設工認①第2ユーティリティ建屋に係る施設）	申請対象設備（別設工認②海洋放出管切り離し工事）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	ｃ．チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系 ＣＢ・ＢＰ貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備のＣＢ・ＢＰ処理系等から発生するＣＢ・ＢＰの処理物等を詰めたドラム缶又は角型容器を貯蔵する系であり，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋に設置する。	設置要求 機能要求②	―	―	―	―	―	―	△	―	基本設計方針	―	―	・主要寸法 ・貯蔵容量	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（配置図，構造図等）
23	ｄ．第１低レベル廃棄物貯蔵系 第１低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の固化体を詰めたドラム缶及び各種施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体のうち，プルトニウムを含む溶液若しくは粉末又は高レベル廃液による汚染のおそれのない雑固体であるセル及びグローブボックス以外から発生する雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器を貯蔵する系であり，第１低レベル廃棄物貯蔵建屋に設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	―	―	―	―	―	―	△	基本設計方針	基本設計方針	―	―	・主要寸法 ・貯蔵容量	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（配置図，構造図等）
24	ｅ．使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶を貯蔵する系であり，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地下２階及び地下３階に設置する。	設置要求 機能要求②	―	―	―	―	―	―	△	基本設計方針	―	―	―	・主要寸法 ・貯蔵容量	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（配置図，構造図等）
25	ｆ．第２低レベル廃棄物貯蔵系 （ａ）　第１貯蔵系 第２低レベル廃棄物貯蔵系の第１貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の処理物及び固化体，廃溶媒処理系から発生する廃溶媒の処理物，雑固体廃棄物処理系から発生する雑固体の処理物等，各種施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器並びにＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体が詰められたドラム缶又は角型容器を貯蔵する系であり，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の地上１階に設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
26	（ｂ）第２貯蔵系 第２低レベル廃棄物貯蔵系の第２貯蔵系は，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の処理物及び固化体，廃溶媒処理系から発生する廃溶媒の処理物，雑固体廃棄物処理系から発生する雑固体の処理物等，各種施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器並びにＭＯＸ燃料加工施設から発生する雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器を貯蔵する系であり，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋の地下１階，地下２階及び地下３階に設置する設計とする。ただし，よう素フィルタは，第２低レベル廃棄物貯蔵建屋地下２階のフィルタ貯蔵室に貯蔵する設計とする。	設置要求 機能要求②	―	―	―	―	―	―	△	―	基本設計方針	―	―	・主要寸法 ・貯蔵容量	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（配置図，構造図等）
27	ｇ．第４低レベル廃棄物貯蔵系 第４低レベル廃棄物貯蔵系は，使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器，低レベル固体廃棄物処理設備の低レベル濃縮廃液処理系から発生する低レベル濃縮廃液の固化体を詰めたドラム缶及び各種施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く施設から発生する低レベル固体廃棄物処理設備の雑固体廃棄物処理系で処理しない雑固体のうち，セル及びグローブボックス以外から発生する雑固体を詰めたドラム缶又は角型容器を貯蔵する系であり，第４低レベル廃棄物貯蔵建屋に設置する設計とする。	設置要求 機能要求②	―	―	―	―	―	―	△	基本設計方針	―	―	―	・主要寸法 ・貯蔵容量	Ⅵ-2　再処理施設に関する図面 既設工認　「添付書類 Ⅵ　再処理施設に関する図面」より変更なし	【再処理施設に関する図面】 ・系統構成について各規則の施設区分ごとに図面に示す。（配置図，構造図等）

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
―：当該申請回次で記載しない項目

別紙３

基本設計方針の添付書類への展開

※当該条文は変更無し条文であり、既認可設工認から添付書類の変更がないため、
対象外とする。

別紙４

添付書類の発電炉との比較

※当該条文は変更無し条文であり、既認可設工認から添付書類の変更がないため、
対象外とする。

別紙５

補足説明すべき項目の抽出

※当該条文は変更無し条文であり、既認可設工認から添付書類の変更がないため、
対象外とする。

令和３年９月 21 日　Ｒ０

別紙６

変更前記載事項の
既設工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙１による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。